

随意契約理由書

1 案件名称

QU検査診断業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書文化社

3 随意契約理由

本件は、取組の学力の涵養に向け、各学校独自の課題に対応したきめ細やかな支援を行うために、学校の学力課題のニーズを把握することを目的としてQU検査診断を実施するものである。

また、契約の手法として、令和4年度までは第3ブロックの中の希望校を集約し、教育活動支援担当において取りまとめて特名契約を行い、その他のブロックの学校については、校長経営戦略支援予算の中で、各学校長の判断で、校園契約にてそれぞれ特名契約を行っていたが、今回、事務の効率化と学校の負担軽減を考慮し、教育活動支援担当において、全校を対象とした単価契約に調達方法を見直した。

QU検査診断は、株式会社図書文化社が発行する数研式教育・心理検査の一種であり、メーカーの技術により設計・製作した心理検査となるため当該会社以外では本検査業務を実施することが出来ないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

hyper-Q U検査診断業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書文化社

3 随意契約理由

本件は、取組の学力の涵養に向け、各学校独自の課題に対応したきめ細やかな支援を行うために、学校の学力課題のニーズを把握することを目的として hyper-Q U検査診断を実施するものである。

また、契約の手法として、令和4年度までは第3ブロックの中の希望校を集約し、教育活動支援担当において取りまとめて特名契約を行い、その他のブロックの学校については、校長経営戦略支援予算の中で、各学校長の判断で、校園契約にてそれぞれ特名契約を行っていたが、今回、事務の効率化と学校の負担軽減を考慮し、教育活動支援担当において、全校を対象とした単価契約に調達方法を見直した。

hyper-Q U検査診断は、株式会社図書文化社が発行する数研式教育・心理検査（知能検査・学力検査、性格検査等）の一種であり、メーカーの技術により設計・製作した心理検査となるため当該会社以外では本検査業務を実施することが出来ないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1 項2 号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度「低学年における歯みがき指導」実施業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

業者選定理由

「低学年における歯みがき指導」実施業務については、児童ひとりひとりが自分の歯や口の健康状態に関心を持ち、歯や口の健康上の問題を発見し、解決方法を自ら考え、実践していく力を身につけることを目的としているため、即した内容の保健指導ができる歯科衛生士による実施が必要不可欠である。

本市の事業にこれまで携わって学校の実状を把握している歯科衛生士を統括し、事業の取りまとめや報告を行える遂行可能な規模の団体は上記相手方しかいないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度「歯・口の健康教室」実施業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪府歯科衛生士会

3 随意契約理由

業者選定理由

「歯・口の健康教室」実施業務については、口腔機能についての理解を深め、むし歯や歯周病を予防するために健全な生活習慣を身につけ、自己管理能力を高めることを目的としているため、即した内容の保健指導ができる歯科衛生士による実施が不可欠である。

本市の事業にこれまで携わって学校の実状を把握している歯科衛生士を統括し、業務の取りまとめや報告を行える遂行可能な規模の団体は上記相手方しかいないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06・6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度「児童のむし歯予防としてのフッ化物洗口事業業務委託」

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市学校歯科医会

3 随意契約理由

フッ化物洗口事業は、児童のむし歯予防対策として、小学校4年生を対象にし、フッ化ナトリウム洗口剤を使用する。医師による監督が必須である医療行為を伴う事業であり、事業実施には歯科衛生士と歯科医師がともに進める必要がある。実施場所の各学校には学校歯科医が1名ずつ教育委員会より委嘱されており、その学校歯科医が事業を担当することにより、児童個別の状況を細やかに把握した上でフッ化物洗口をし、事業実施後の事後指導を行うことも可能となり、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の4年生を、健康な歯肉と永久歯の歯列へと導くことができる。

上記の理由により、事業目的を理解した上で、医療行為を適切に監督でき、継続的な歯科保健指導へと効果的に結びつけていくことができる学校歯科医が唯一所属している一般社団法人大阪市学校歯科医会にこの契約には必要不可欠であり、本事業を委託する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度 学校プールの水質検査事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市学校薬剤師会

3 随意契約理由

学校プールの水質検査は、学校保健安全法施行規則第 1 条により規定された環境衛生検査として実施されるものである。各学校園には学校保健安全法第 23 条により学校薬剤師が委嘱されている。学校保健安全法施行規則第 24 条により学校薬剤師は環境衛生検査に従事すること、学校の環境衛生の維持及び管理に関し、必要な指導及び助言を行うこととされており、水質検査における検体採取は学校薬剤師が行っている。しかしながら、詳細な検査等が必要な本事業については、以下の理由により各学校薬剤師個人では事業を行うことができないため、学校薬剤師が所属する唯一の団体である大阪市学校薬剤師会に本事業を委託する。①検査項目 1 をはじめ、同時に複数個所を確認する必要があるなど、複数の検査員が必要なものがあること、②検査項目 4 など、検査機器を各支部単位で管理していることから、採水した場所では結果が出ず、各区支部単位で数値を出すものがあること、③検査試薬その他必要物品の購入が個人ではなく各区支部単位で行われるのが費用、手配等の事務量から妥当であること。

なお、平成 13 年 8 月 28 日付けで「学校環境衛生の基準」の一部改訂され学校プール水質検査項目に追加された「総トリハロメタン」については、大阪市学校薬剤師会のみでは検査数値を算出することができず、学校薬剤師と相談の上外部組織に依頼する必要があるため本事業からは除外する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ（電話番号 06-6208-9141）

随意契約理由書

1 業務名称

令和5年度大阪市中学生英語力調査及び研修の実施に係る業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 ベネッセコーポレーション

3 随意契約理由

当業務については、文部科学省による英語教育実施状況調査において、本市中学生の「CEFR A1 レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒数」を調査するとともに、成績資料等により、英語科教員の指導改善と受験生徒の学習改善を目的に実施するものである。

調査にあたっては、英語の4技能型（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」）試験の実施により、中学生の英語力を測定することとなるが、テスト問題が全校同一であり、テスト結果の信頼性・妥当性・客観性を担保するためには、各校が原則1日で、かつ全校を可能な限り短期間（2週間程度）で完了させなければならない。英語4技能型試験のうち「話すこと」であるスピーキングテストの実施にあたっては、全中学校3年生及び義務教育学校（後期課程）9年生の生徒、約15,000人が、ほぼ同一日程で安定的かつ公平に受験するためには、面接形式ではなく、専用タブレット端末等を利用した音声録音による方式により実施する必要がある。

専用タブレット端末等については、1学級あたりの在籍数が原則40名であることを踏まえると、1日で4技能全ての調査を実施するためには、予備機を含めて5学級までの規模の学校には1校につき45台以上、6学級以上の学校には1校につき85台以上が必要となり、中学校127校及び義務教育学校（後期課程）1校の計128校に対し用意しなければならない。上記の要件を満たすことができるのは、株式会社ベネッセコーポレーションのみであり、本業務を履行することのできる唯一の事業者であるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当（英語イノベーショングループ）

電話番号 06-6208-9197

随意契約理由書

1 案件名称

「第3回大阪市将棋大会」事業運營業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 日本将棋連盟 関西本部

3 随意契約理由

将棋大会の開催により、小・中学生が将棋という文化に触れ、対局するなかで礼儀作法を身につけるとともに、自ら考えて答えを導き出すことで、思考力や集中力、決断力、洞察力の養成を図り、高校生以上も参加することで世代間の交流に寄与することを目的としている。

本大会は、32名を1クラスとして6クラス計192名の参加者数で開催するものである。競技方法は予選を行った後、決勝はトーナメント形式で優勝者から3位までの順位を決定し表彰する。別途、参加意欲を高めるため、敗退者の中から希望者を募りプロ棋士による指導対局や、優秀者に対する級位・段位の認定も予定している。

このような大規模な大会を実施するにあたり、競技の円滑な運営かつ公正な進行・審判業務を担保するには、将棋に関する高い専門性を持った複数のプロ棋士の参画が必要不可欠であること、また、優秀者に対する級位・段位の認定を発行でき得るのが上記団体のみであることから、本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断されることから、同法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3352）